

1971年7月24日にパリで改正された万国著作権条約（仮訳）

（注）.各条項の下の〔 〕および見出しは、便宜上付したものである。

締約国は、

文学的、学術的及び美術的著作物の著作権の保護をすべての国において確保することを希望し、

世界のすべての国民にとって適当でありかつ万国条約により表現される著作権保護の制度が、現行の国際制度を害することなくこれに追加されて、個人の権利の尊重を確保し、かつ、文学学術及び美術の発達を助長するものであることを確信し、

このような万国著作権保護制度が、人間精神の所産の普及を一層容易にし、かつ、国際の理解を増進するものであることを了解し、

1952年9月6日にジュネーブで署名された万国著作権条約（以下「1952年条約」という。）を改正することを決定し、よって、

次のとおり協定した。

第1条〔目的〕

各締約国は、文書、音楽的、演劇的及び映画的作品、絵画、版画並びに彫刻のような文学的、学術的及び美術的著作物についての著作者及び著作権を有する他の者の権利の十分なかつ有効な保護を確保するため必要なすべての措置を執るものとする。

第2条〔保護の原則〕

- 1 いずれかの締約国の国民の発行された著作物及びいずれかの締約国で最初に発行された著作物は、他のいずれの締約国においても、その締約国が自国で最初に発行された自国民の著作物に与えている保護と同一の保護及びこの条約が特に与える保護を受けるものとする。
- 2 いずれかの締約国の国民の発行されていない著作物は、他のいずれの締約国においても、その締約国が自国民の発行されていない著作物に与えている保護と同一の保護及びこの条約が特に与える保護を受けるものとする。
- 3 締約国は、この条約の適用上、自国に住所を有するいかなる者についても、自国の国内法令により自国民と同一の取扱をすることができる。

第3条〔保護の条件〕

- 1 締約国は、自国の国内法令に基づき著作権の保護を条件として納入、登録、表示、公証人による証明、手数料の支払又は自国内における製造若しくは発行のように方式に従うことを要求するときは、この条約に基づいて保護を受ける著作物で、自国外で最初に発行され、か

つその著作者が自国民でないものについて、著作者又は著作権を有する他の者の許諾を得て発行された著作物のすべての複製物にその最初の発行の時から © の記号が著作権を有する者の氏名及び最初の発行の年とともに表示されている限り、これらの要求が満たされたものと認めなければならない。ただし、その記号、氏名及び発行の年は、著作権が留保されていることを表示するのに適当な方法で、かつ、適当な場所に掲げなければならない。

- 2 前項の規定は、締約国が、自国で最初に発行された著作物又は発行の場所のいかんを問わず発行された自国民の著作物について、著作権の取得及び享有を確保するため、一定の方式その他の条件を要求することを妨げるものではない。
- 3 1の規定は、司法上の救済を求める者が、訴を提起するに当り、国内で開業する弁護士に依頼しなければならないとか、裁判所若しくは行政機関に対し又はその双方に対して訴訟に係る著作物の複製物を一部納入しなければならないというような手続上の要件を満たすべきことを締約国が定めることを妨げるものではない。もっとも、これらの要件の不履行は、著作権の効力に影響を及ぼすものではなく、また、そのいずれの要件も保護の要求される国の国民に課していないときは、他の締約国の国民に課することができない。
- 4 いずれの締約国においても、他の締約国の国民の発行されていない著作物を方式を要しないで保護するための法的手段が確保されなければならない。
- 5 締約国は、著作権について2以上の保護期間を許与する場合において最初の期間が次条に定める最短の期間より長いときは、2番目以後の保護期間に関し1の規定に従うことを要しない。

第4条〔保護期間〕

- 1 著作物の保護期間は、第2条及びこの条の規定に従い、保護の要求される締約国の法令により定めるものとする。
- 2 (a) この条約に基づいて保護を受ける著作物の保護期間は、著作者の生存間及びその死後25年からなる期間より短くてはならない。もっとも、いずれかの締約国が自国におけるこの条約の、効力発生の日にある種類の著作物に関して保護期間を最初の発行から起算する期間に限定しているときは、その締約国は、その例外を維持し、及びこれを他の種類の著作物に及ぼすことができる。これらのすべての種類の著作物に関する保護期間は、その最初の発行の日から起算して25年より短くてはならない。
(b) いずれかの締約国が自国における条約の効力発生の日に保護期間を著作者の生存に基づいて算定していないときは、その締約国は、保護期間を著作物の最初の発行又は、場合により、発行に先だつ著作物の登録から起算することができる。その保護期間は、それぞれ最初の発行の日又は発行に先だつ登録の日から起算して25年より短くてはならない。
(c) 締約国の法令により2以上の相次ぐ保護期間が許与されるときは、最初の期間は、(a)

及び(b)に定める最短の期間より短くてはならない。

- 3 前項の規定は、写真的著作物及び応用美術の作品には適用しない。ただし、写真的著作物を保護し、又は応用美術の作品を美術的著作物として保護している締約国においては、これらの種類の著作物に関する保護期間は、いずれも10年より短くてはならない。
- 4 (a) 締約国は、いずれの著作物についても、発行されていないもの場合にはその著作者が国籍を有する締約国の法令により、及び発行されたもの場合にはそれが最初に発行された締約国の法令により当該著作物の種類について定められている期間より長い期間保護を与える義務を負わない。
(b) いずれかの締約国の法令により2以上の相次ぐ保護期間が許与されているときは、(a)の規定の適用上、これらの期間を合算した期間をその締約国が保護を与えている期間とみなす。もっとも、特定の著作物がなんらかの理由により2番目以後のいずれかの期間その締約国の保護を受けないときは、他の締約国は、当該期間その著作物について保護を与える義務を負わない。
- 5 締約国の国民の著作物で非締約国で最初に発行されたものは、前項の規定の適用上、その著作者が国籍を有する締約国で最初に発行されたものとみなす。
- 6 2以上の締約国で同時に発行された著作物は、4の規定の適用上、最も短い保護期間を許与する締約国で最初に発行されたものとみなす。最初の発行の日から30日以内に2以上の締約国で発行された著作物は、これらの締約国で同時に発行されたものとみなす。

第4条の2〔基本的権利〕

- 1 第1条に定める権利は、著作者の財産的利益の保護を確保する基本的権利、特にいずれかの方法による複製、公の上演・演奏及び放送を許諾する排他的権利を含む。この条の規定は、この条約の保護を受ける著作物であって、原形式における又は原著作物から派生したと認められる形式における著作物に適用される。
- 2 もっとも、各締約国は自国の国内法令により、前項に定める権利に対し、この条約の精神及び規定に反しない例外を定めることができる。ただし、このような権能を利用する締約国は、例外が定められる各権利に対し、合理的な程度の有効な保護を与えなければならない。

第5条〔翻訳権〕

- 1 第1条に定める権利は、この条約に基づいて保護を受けている著作物を翻訳し、その翻訳を発行し、並びにこれらの著作物の翻訳及びその発行を許諾する排他的権利を含む。
- 2 もっとも、締約国は、次の諸規定に従うことを条件として自国の国内法令により文書に関する翻訳権を制限することができる。
(a) 文書の最初の発行の日から7年の期間が満了した時に翻訳権を有する者により又はその者の許諾を得て締約国において一般的に使用されている言語でその文書の翻訳が発行さ

れていないときは、その締約国の国民は、当該著作物をそのような言語に翻訳し、かつ、その翻訳を発行するため、自国の権限のある機関から非排他的の許可を受けることができる。

- (b) この許可は、許可を申請する者が、翻訳権を有する者に対し翻訳し、かつ、その翻訳を発行することの許諾を求めたが拒否された旨又は相当な努力を払ったが翻訳権を有する者と連絡することができなかつた旨のいずれかを当該国の手続に従って立証する場合に限り、与えることができる。この許可は、また、締約国において一般的に使用されている言語によりすでに発行された翻訳が絶版になっているときも、同一の条件で与えることができる。
- (c) 翻訳権を有する者と連絡することができない場合には、許可を申請する者は、著作物に氏名が掲げられている発行者に対し、及び翻訳権を有する者の国籍が判明しているときは、その翻訳権を有する者が国籍を有する国の外交代表若しくは領事代表又はその国の政府が指定する機関に対し、申請書の写しを送付しなければならない。許可は、申請書の発送の日から2箇月の期間が経過するまでは与えることができない。
- (d) 翻訳権を有する者に対し公正なかつ国際慣行に合致した補償額並びにその補償金の支払及び移転を保障し、並びに著作物の正確な翻訳を確保するため、国内法令により適当な措置が執られなければならない。
- (e) 発行された翻訳のすべての複製物には、原著作物の題名及び著作者の氏名が印刷されていなければならない。許可は、それが申請された締約国における翻訳の発行についてのみ有効とする。こうして発行された複製物は、他のいずれかの締約国において一般的に使用されている言語が著作物の翻訳された言語と同一の言語であり、かつ、その国の国内法令が前記の許可を認めてその輸入及び販売を禁止していないときは、その国に輸入し、及びその国で販売することができる。前記の条件が存しない場合には、これらの複製物の締約国への輸入及びその国における販売は、その国の国内法令及びその国が締結する取極により規律するものとする。許可を受けた者は、その許可を譲渡してはならない。
- (f) 許可は、著作者が著作物のすべての頒布中の複製物を回収したときは、与えることができない。

第5条の2〔例外の利用〕

- 1 国際連合総会の確立された慣行に従って開発途上国とみなされる締約国は、その批准、受諾若しくは加入の時又はその後に国際連合教育科学文化機関事務局長（以下「事務局長」という。）に寄託する通告により、第5条の3及び第5条の4に規定する例外の全部又はいずれかを利用することができる。
- 2 前項の規定に従って寄託される通告は、この条約の効力発生の日から起算して10年の期間又はこの10年の期間のうち通告の寄託の日において残存する期間の間効力を有するものとし、また、この通告は、現に経過中の10年の期間の満了前15箇月から3箇月までの間に締

約国がさらに通告を事務局長に寄託するときは、さらに10年間ずつ、全体的又は部分的に更新することができる。通告は、また、この条の規定に従って、最初にこれらの10年ずつの更新期間中に寄託することもできる。

- 3 前項の規定にかかわらず、1に定める開発途上国とみなされなくなった締約国は、1又は前項に基づいて寄託した通告を更新することができなくなり、また、このような国は、通告を正式に撤回すると否とを問わず、現に経過中の10年の期間の満了の時又は開発途上国とみなされなくなった後3年の期間の満了の時のうちいずれか遅い時に第5条の3及び第5条の4に規定する例外を利用することができなくなるものとする。
- 4 第5条の3及び第5条の4に規定する例外に基づいてすでに作成された著作物の複製物は、この条に基づく通告が効力を有する期間の満了後も、その複製物がなくなるまで引き続き頒布することができる。
- 5 1に定める国の状態と同一の状態にあるとみなすことができる特定の国又は領域にこの条約を適用することに関して第13条に従って通告を寄託した締約国は、また、そのような国又は領域に関して、この条に基づく例外及びその更新の通告を寄託することができる。このような通告の有効期間中は、第5条の3及び第5条の4の規定は、そのような国又は領域に適用することができる。このような国又は領域からそのような締約国への複製物の送付は、第5条の3及び第5条の4に定める輸出とみなされる。

第5条の3〔翻訳権の例外〕

- 1 (a) 第5条の2第1項が適用される締約国は、その国内法令が定める3年の期間又はそれより長い期間を、第5条2に規定する7年の期間の代わりとすることができる。もっとも、この条約の当事国又は1952年条約のみの当事国である1又は2以上の先進国において一般的に使用されていない言語への翻訳の場合には、期間は、3年の代わり1年とする。
- (b) 第5条の2第1項が適用される締約国は、この条約の当事国又は1952年条約のみの当事国であって同一の言語が一般的に使用されている先進国の全員一致の協定により、その言語への翻訳に関して、そのような協定が定める1年以上の他の期間を(a)に規定する3年の期間の代わりとすることができる。もっとも、当該言語が英語、フランス語又はスペイン語の場合には、この(b)の規定は、適用されない。このような協定の通告は、事務局長に対して行なうものとする。
- (c) 許可は、許可を申請する者が、翻訳権を有する者に許諾を求めたが拒否された旨又は相当な努力を払ったが翻訳権を有する者と連絡することができなかった旨のいずれかを当該国の手続に従って立証した場合に限り、与えることができる。許可を申請する者は、そのような許諾を求めると同時に、国際連合教育科学文化機関が設置した国際著作権情報センター又は発行者がその主たる事務所を有すると信じられる国の政府が事務局長に寄託する通告に掲げられている国内的若しくは地域的情報センターのいずれかに対し、その旨を通

報しなければならない。

(d) 翻訳権を有する者と連絡することができない場合には、許可を申請する者は、著作物に氏名が掲げられている発行者及び(c)に掲げる国内的又は地域的情報センターに対し、申請書の写しを書留航空便により送付しなければならない。このようなセンターの存在が通告されていないときは、許可を申請する者は、国際連合教育科学文化機関が設置した国際著作権情報センターに対しても、写しを送付するものとする。

2 (a) 3年後に受けられる許可は、さらに6箇月の期間が経過するまではこの条に基づいて与えることができず、また、1年後に受けられる許可は、さらに9箇月の期間が経過するまではこの条に基づいて与えることができない。追加期間は、前項(c)に掲げる翻訳の許諾を求めた日又は、翻訳権を有する者の身元若しくは住所が知られていないときは、前項(d)に掲げる許可の申請書の写しの発送の日のいずれかから起算するものとする。

(b) 許可は、前記の6箇月又は9箇月の期間中に翻訳権を有する者により又はその者の許諾を得て翻訳が発行されたときは、与えられないものとする。

3 この条に基づいて与えられる許可は、教授、研究又は調査を目的とする場合に限り与えることができる。

4(a) 許可は、複製物の輸出には及ばないものとし、また、許可が申請された締約国における発行についてのみ有効とする。

(b) このような許可に従って発行されたすべての複製物には、その許可を与えた締約国においてのみ当該複製物を頒布することができる旨の表示を適当な言語により掲げなければならない。第3条1に定める表示が著作物に掲げられているときは、その発行された複製物にもそれと同一の表示を掲げなければならない。

(c) (a)に規定する輸出の禁止は、この条に従って英語、フランス語又はスペイン語以外の言語に著作物を翻訳するための許可を与えた国の政府機関その他の公共機関がこの許可に基づいて作成された翻訳の複製物を他の国に送付する場合には、適用されない。ただし、次のことを条件とする。

受取人が、許可を与えた締約国の国民又はそのような国民より成る団体であること。

複製物が、もっぱら教授、研究又は調査のために使用されること。

複製物の送付及びその以後の受取人への頒布が、なんらの営利性も有しないこと。

複製物が送付される国と締約国との間で受取り及び頒布又はその一方を許すための協定が締結され、かつ、その協定を締結した諸政府のいずれかがその協定を事務局長に通告すること。

5 次のことを確保するため、適当な国内措置を執るものとする。

(a) 許可が、関係両国における関係者の間で自由に取り極められる許可の場合に通常支払われる使用料の基準に合致した公正な補償金を伴うこと。

(b) 補償金の支払い及び移転。外貨に関する国内規制が存在するときは、権限ある機関は、

国際的に交換可能な通貨又はそれと同価値のものによる補償金の移転を確保するため、国際機構を利用してあらゆる努力を払うものとする。

- 6 締約国がこの条に基づいて与えた許可は、許可が与えられた版と同一の言語によりかつ実質的に同一内容を有する著作物の翻訳が、翻訳権を有する者により又はその者の許諾を得て、その国において同種の著作物に通常課せられる価格に相当する価格でその国において発行されたときは、消滅するものとする。許可の消滅前にすでに作成された複製物は、それらがなくなるまで引き続き頒布することができる。
- 7 主として図解より成る著作物については、本文を翻訳し及び図解を複製するための許可は、第5条の4の条件も満たされる場合に限り、与えることができる。
- 8 (a) 印刷又は他の類似の複製の形式で発行されたこの条約の保護を受ける著作物を翻訳するための許可は、第5条の2第1項が適用される締約国に主たる事務所を有する放送事業者がその国において行なう申請に基づき、かつ、次の条件に従って、そのような放送事業者にも与えることができる。

翻訳は、締約国の法律に従って作成されかつ取得された複製物から行なわなければならない。

翻訳は、もっぱら教育を目的とし又は特定職業の専門家向けの学術情報の普及を目的とする放送においてのみ使用しなければならない。

翻訳は、締約国内の受信者向けに適法に行なわれる放送（もっぱらこのような放送のために適法に作成された録音又は録画を用いて放送を含む。）において、もっぱらに掲げる目的のために使用しなければならない。

翻訳の録音又は録画は、許可を与えた締約国に主たる事務所を有する放送事業者の間においてのみ、交換することができる。

翻訳の使用は、なんらの営利性も有してはならない。

- (b) (a)に掲げるすべての基準及び条件が満たされることを条件として、許可は、また、組織的教育活動に関連して使用されるという唯一の目的で作成されかつ発行される視聴覚的固定物に挿入された本文を翻訳することに関し、放送事業者に与えることもできる。
 - (c) (a)及び(b)の規定に伴うことを条件として、この条の他の規定は、このような許可の付与および行使について適用される。
- 9 この条の規定に従うことを条件として、この条に基づいて与えられる許可は、第5条の規定により規律されるものとし、また、第5条2に定める7年の期間の満了後であっても引き続き第5条及びこの条の規定により規律されるものとする。もっとも、この期間の満了後は、許可を受けた者は、その許可をもっぱら第5条の規定により規律される許可に代えることを請求することができる。

第5条の4〔複製権の例外〕

- 1 第5条の2第1項が適用される締約国は、次の規定を採用することができる。
- (a) 3に定める文学的、学術的又は美術的著作物の特定の版の最初の発行の日から起算して(c)に定める期間が満了した時、又は、
締約国の国内法令が定める一層長い期間が満了した時に、
そのような版の複製物が、複製権を有する者により又はその者の許諾を得て、その国において同種の著作物に通常課せられる価格に相当する価格で一般公衆又は組織的教育活動に関連して販売されていないときは、その国の国民は、組織的教育活動に関連する使用のためにその価格又は一層低い価格でその版を発行するための非排他的な許可を権限ある機関から受けることができる。許可は、許可を申請する者が権利を有する者に対しその著作物を発行することの許諾を求めたが拒否された旨又は相当な努力を払ったが著作権を有する者と連絡することができなかつた旨のいずれかをその国の手続に従って立証する場合に限り、与えることができる。許可を申請する者は、そのような許諾を求めると同時に、国際連合教育科学文化機関が設置した国際著作権情報センター又は(d)に定める国内的若しくは地域的情報センターのいずれかに対し、その旨を通報しなければならない。
- (b) 許可は、当該版の許諾を得た複製物が、6箇月の間、当該国において同種の著作物に通常課せられる価格に相当する価格でその国において一般公衆に又は組織的教育活動に関連して販売されなくなったときも、同一の条件で与えることができる。
- (c) (a)にいう期間は、次の例外を除き、5年とする。
精密科学及び自然科学並びに科学技術の著作物については、期間は、3年とする。
小説、詩、演劇及び音楽の著作物並びに美術書については、期間は、7年とする。
- (d) 複製権を有する者と連絡することができない場合には、許可を申請する者は、著作物に氏名が掲げられている発行者に対し、及びその発行者がその主たる事務所を有すると信じられる国が事務局長に寄託する通告に掲げられている国内的又は地域的情報センターに対し申請書の写しを書留航空便により送付しなければならない。このような通告がないときは、許可を申請する者は、国際連合教育科学文化機関が設置した国際著作権情報センターに対しても、写しを送付するものとする。許可は、申請書の写しの発送の日から3箇月の期間が経過するまでは、与えることができない。
- (e) 3年後に受けられる許可は、次の条件を満たす場合に限り、この条に基づいて与えることができる。
(a)にいう許諾を求めた日から6箇月の期間、又は複製権を有する者の身元若しくは住所が知られていないときは、(d)にいう許可の申請書の写しの発送の日から6箇月の期間が経過していること。
この期間中に、(a)に定める条件で版の複製物の頒布が行なわれなかつたこと。

- (f) 発行された著作物のすべての複製物には、著作者の氏名及び著作物の特定の版の題名が印刷されていなければならない。許可は、複製物の輸出には及ばないものとし、また、許可が申請された締約国における発行についてのみ有効とする。許可を受けた者は、その許可を譲渡してはならない。
- (g) 当該版の正確な複製を確保するため、国内法令により適当な措置が執られなければならない。
- (h) 次の場合には、著作物の翻訳を複製し及び発行するための許可は、この条に基づいて与えられないものとする。

当該翻訳が、著作権を有する者により又はその者の許諾を得て発行されていない場合

翻訳が、許可を与えることができる国において一般的に使用されている言語によるものでない場合

2 この条1に規定する例外には、次の規定が適用される。

- (a) この条に基づいて与えられる許可に従って発行されたすべての複製物には、その許可が適用される締約国においてのみ当該複製物を頒布することができる旨の表示を適当な言語により掲げなければならない。第3条1に定める表示が著作物に掲げられているときは、その発行された複製物にもそれと同一の表示を掲げなければならない。
- (b) 次のことを確保するため、適当な国内措置を執るものとする。

許可が、関係両国における関係者の間で自由に取り極められる許可の場合に通常支払われる使用料の基準に合致した公正な補償金を伴うこと。

補償金の支払い及び移転。外貨に関する国内規制が存在するときは、権限ある機関は、国際的に交換可能な通貨又はそれと同価値のものによる補償金の移転を確保するため、国際機構を利用してあらゆる努力を払うものとする。

- (c) 著作物の版の複製物が複製権を有する者により又はその者の許諾を得て、締約国において同種の著作物に通常課せられる価格に相当する価格でその国において一般公衆に又は組織的教育活動に関連して販売されている場合、その版が許可に基づいて発行された版と同一の言語によるものであり、かつ、その内容も実質的に同一であるときは、この条に基づいて与えられた許可は、消滅するものとする。許可の消滅前にすでに作成された複製物は、それらがなくなるまで引き続き頒布することができる。
- (d) 許可は、著作者が版のすべての頒布中の複製物を回収したときは、与えることができない。
- 3 (a) (b)の規定に従うことを条件として、この条が適用される文学的、学術的又は美術的著作物は、印刷又は他の類似の複製の形式で発行される著作物に限定される。
- (b) この規定は、保護を受ける著作物を収録した適当な視聴覚的固定物を視聴覚的に複製すること及びその附属本文を許可を与えることができる国において一般的に使用されている

言語に翻訳することについても、適用される。もっとも、当該視聴覚的固定物は、組織的教育活動に関連して使用されるという唯一の目的で作成され、かつ、発行されたものと当然に了解される。

第6条〔発行の定義〕

この条約において「発行」とは、著作物を読むこと又は視覚によって認めることができるように有形な物に複製し、及びその複製物を公衆に提供することをいう。

第7条〔不遡及〕

この条約は、保護の要求される締約国におけるこの条約の効力発生の日にその国で最終的に保護を受けなくなっており、又は保護を受けたことのない著作物及び著作物についての権利には適用しない。

第8条〔署名、批准および加入〕

- 1 この条約は、1971年7月24日の日付を有し、事務局長に寄託するものとし、この条約の日付の日から起算して120日の期間1952年条約のすべての当事国のため開放しておく。この条約は、署名国による批准又は受諾を要するものとする。
- 2 この条約に署名しなかつたいずれの国も、これに加入することができる。
- 3 批准、受諾又は加入は、そのための文書を事務局長に寄託することにより行なうものとする。

第9条〔効力発生〕

- 1 この条約は、12国の批准、受諾又は加入のための文書の寄託の後3箇月で効力を生ずる。
- 2 その後は、この条約は、その他の各国については、それぞれその国の批准、受諾又は加入のための文書の寄託の後3箇月で効力を生ずる。
- 3 1952年条約の当事国でない国によるこの条約への加入は、1952年条約への加入を伴う。もっとも、この条約の効力発生前に加入書を寄託する国は、1952年条約への加入についてこの条約の効力発生という条件を付することができる。この条約の効力発生後は、いずれの国も、1952年条約のみに加入することはできない。
- 4 この条約の当事国と1952年条約のみの当事国との関係は、1952年条約によって規律される。もっとも、1952年条約のみの当事国は、事務局長に寄託する通告により、その国の国民の著作物又はその国で最初に発行された著作物に対してこの条約のすべての当事国が1971年条約を適用することを認める旨を宣言することができる。

第 10 条〔国内措置〕

- 1 各締約国は、自国の憲法に従い、この条約の適用を確保するため必要な措置を執るものとする。
- 2 各国は、この条約が自国について効力を生ずる時に、自国の国内法令に基いてこの条約の規定を実施することができる状態になっていなければならないと了解される。

第 11 条〔政府間委員会〕

- 1 次の任務を有する政府間委員会を設置する。
 - (a) 万国著作権条約の適用及び運用に関する問題を研究すること。
 - (b) この条約の定期的の改正を準備すること。
 - (c) 国際連合教育科学文化機関、文学的及び美術的著作物保護国際同盟、アメリカ州諸国機構等の諸種の関係国際機関と協力して著作権の国際的保護に関するその他の問題を研究すること。
 - (d) 万国著作権条約締約国に対し自己の活動を通報すること。
- 2 委員会は、この条約の当事国又は 1952 年条約のみの当事国である 18 の国の代表者からなる。
- 3 委員会の委員は、地理的位置、人口、言語及び発展段階を基礎とし、国家的利益の間の公正な均衡を考慮して選ばれる。
- 4 国際連合教育科学文化機関事務局長、世界的所有権機関事務局長及びアメリカ州諸国機構事務局長又はこれらの者の代理者は、顧問の資格で委員会の会合に出席することができる。

第 12 条〔改正会議〕

政府間委員会は、必要があると認めるとき、又はこの条約の 10 以上の当事国の要請があったときは、改正のための会議を招集しなければならない。

第 13 条〔領域への適用〕

- 1 締約国は、その批准、受諾若しくは加入のための文書の寄託の時に、又はその後いつでも、事務局長にあてた通告により、自国が外交関係について責任を有する国又は領域の全部又は一部にこの条約を適用する旨を宣言することができる。この通告が行なわれた場合には、この条約は、その通告に掲げる国又は領域について、第 9 条に定める 3 箇月の期間の満了後において、即時適用される。この通告が行なわれない場合には、この条約は、これらの国又は領域には適用されない。
- 2 もっとも、この条は、いずれの場合も、いずれかの締約国が、他の締約国がこの条に基づいてこの条約を適用させる領域の実状を承認し又は黙認することを意味するものと解してはならない。

第 14 条〔廃棄〕

- 1 締約国は、自国のために、又は前条の規定による通告の対象となった国若しくは領域の全部若しくは一部のためにこの条約を廃棄することができる。廃棄は、事務局長にあてた通告により行なうものとする。この廃棄は、1952 年条約についても適用される。
- 2 廃棄は、廃棄の通告が行なわれた締約国又は国若しくは領域についてのみ適用があるものとし、通告が受領された日の後 12 箇月は効力を生じない。

第 15 条〔紛争解決〕

この条約の解釈又は適用に関する 2 以上の締約国間の紛争で交渉により解決することができないものは、紛争当事国が他の解決方法に同意しない限り、決定のため国際司法裁判所に付託するものとする。

第 16 条〔本文〕

- 1 この条約は、英語、フランス語及びスペイン語により作成する。これらの 3 本文は、署名されるものとし、ひとしく正文とする。
- 2 ドイツ語、アラビア語、イタリア語及びポルトガル語によるこの条約の公定本文は、関係国政府と協議の後、事務局長が作成する。
- 3 締約国は、単独又は共同で、事務局長と取極を行ない、別に自己が選択する国語による本文を同事務局長に作成させることができる。
- 4 これらのすべての本文は、この条約の署名された本文に添付するものとする。

第 17 条〔ベルヌ条約との関係〕

- 1 この条約は、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約の規定及び同条約により創設された同盟の加盟国の地位になんら影響を及ぼすものではない。
- 2 前項の規定の適用に関し、この条に宣言が附属している。この宣言は、1951 年 1 月 1 日にベルヌ条約により拘束されていた国又はその後これに加入する国に関し、この条約の不可分の一部をなす。これらの国によるこの条約への署名は、この宣言への署名としての効力をも有し、これらの国によるこの条約の批准若しくは受諾又はこれへの加入は、それぞれ、この宣言の批准若しくは受諾又はこれへの加入をも含むものとする。

第 18 条〔米州条約との関係〕

この条約は、もっぱら 2 以上のアメリカ州の共和国の間にも現在実施されており、又は将来実施される著作権に関する多数国間又は 2 国間の条約又は取極を無効にするものではない。これらの現在実施されている条約若しくは取極の規定とこの条約の規定とが抵触する場合、又

はこの条約の規定とこの条約の効力発生後に2以上のアメリカ州の共和国の間に新たに作成される条約若しくは取極の規定とが抵触する場合には、最も新しく作成された条約又は取極の規定が当事国間において優先するものとする。いずれかの締約国におけるこの条約の効力発生の日前に有効な条約又は取極に基づいてその国で取得された著作物についての権利は、なんら影響を受けるものではない。

第19条〔他の条約との関係〕

この条約は、2以上の締約国間に実施されている著作権に関する多数国間又は2国間の条約又は取極を無効にするものではない。これらの実施されている条約又は取極の規定とこの条約の規定とが抵触する場合には、この条約の規定が優先するものとする。いずれかの締約国におけるこの条約の効力発生の日前に有効な条約又は取極に基づいてその国で取得された著作物についての権利は、なんら影響を受けるものではない。この条の規定は、第17条及び前条の規定になんら影響を及ぼすものではない。

第20条〔留保〕

この条約には、いかなる留保も認めない。

第21条〔認証謄本の送付等〕

- 1 事務局長は、関係国に対し、及び登録のため国際連合事務総長に対し、この条約の認証謄本を送付するものとする。
- 2 事務局長は、また、批准、受諾又は加入のための文書の寄託、この条約の効力発生の日の条約の規定による通告及び第14条の規定による廃棄についてすべての関係国に通報するものとする。

第17条に関する附属宣言〔ベルヌ同盟との関係〕

文学的及び美術的著作保護国際同盟（以下「ベルヌ同盟」という。）の加盟国でありかつこの条約の署名国である国は、

前記の同盟の基礎の上に相互の関係を密接にし、かつベルヌ条約と万国著作権条約との併存から生ずる紛争を避けることを希望し、

若干の諸国がその著作権保護の水準をその文化的、社会的及び経済的發展段階に適應させることを一時的に必要としていることを認めて、

合意により、次の宣言条項を受諾した。

- (a) (b)の規定に従うことを条件として、1951年1月1日後にベルヌ同盟を脱退した国をベルヌ条約の規定に基づいて本国とする著作物は、ベルヌ同盟国において万国著作権条約による保護を受けない。

- (b) 国際連合総会の確立された慣行に従って開発途上国とみなされる締約国であって、ベルヌ同盟からの脱退の際に、自国を開発途上国とみなす旨の通告を国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託した国については、(a)の規定は、その国がこの条約に規定する例外を第5条の2の規定に従って利用することができる限りは、適用されないものとする。
- (c) 万国著作権条約は、ベルヌ同盟国の1をベルヌ条約の規定に基づいて本国とする著作物の保護に関する限り、ベルヌ同盟国間の関係については、適用しない。

第11条に関する決議〔政府間委員会〕

万国著作権条約改正会議は、

この決議が附されているこの条約の第11条に定める政府間委員会に関する問題を審議して、次のことを決議する。

- 1 委員会は、当初、1952年条約第11条及び同条に附された決議に基づいて設置された政府間委員会の12の委員国の代表者並びにこれに加えて次の諸国の代表者を含むものとする。
アルジェリア、オーストラリア、日本、メキシコ、セネガル及びユーゴスラビア
- 2 1952年条約の当事国でなく、かつ、この条約の効力発生後の最初の委員会の通常会期までにこの条約に加入していない委員国は、委員会がその最初の通常会期の際に第11条2及び3の規定に従って選出する国に代えられるものとする。
- 3 1に規定する委員会は、この条約が効力を生じた後、この条約第11条の規定に従って直ちに構成されたものとみなされる。
- 4 委員会は、この条約の効力発生から1年以内に最初の会期を開催し、その後は、委員会は、少なくとも2年ごとに1回通常会期として会合するものとする。
- 5 委員会は、委員長1人と副委員長2人を選出するものとする。委員会は、次の原則の実施を確保する内部規則を定めるものとする。
 - (a) 委員国の通常の任期は、6年とし、2年ごとにその3分の1を改めて任命するものとする。もっとも、最初の任期にある委員国のうち、3分の1はこの条約の効力発生後2番目の委員会の通常会期の終りに、他の3分の1は3番目の通常会期の終りに、及び残りの3分の1は4番目の通常会期の終りにそれぞれ任期が満了するものと了解される。
 - (b) 委員会が欠員を補充する手続、任期満了の順序、被再選資格及び選挙手続を規律する規定は、委員国の地位の継続性の必要と代表の交替の必要との均衡及び第11条3に定める要素を基礎としなければならない。

国際連合教育科学文化機関が委員会の事務局を提供するよう希望を表明する。

以上の証拠として、下名は、各自の全権委任状を寄託した後、この条約に署名した。

1971年7月24日にパリで、本書1通を作成した。

1971年7月24日にパリで改正された万国著作権条約の
無国籍者及び亡命者の著作物への適用に関する同条約の第一

附属議定書

1971年7月24日にパリで改正された万国著作権条約(以下「1971年条約」という。)の締約国でありかつこの議定書の締約国となる国は、次の規定を受諾した。

- 1 この議定書の締約国に常時居住する無国籍者及び亡命者については、1971年条約の適用上、その国の国民と同一の取扱をするものとする。
- 2 (a) 1971年条約第8条の規定の例により、この議定書は、署名され、かつ、批准又は受諾を要するものとし、また、これに加入することができる。
(b) この議定書は、各国について、それぞれ、その批准、受諾若しくは加入のための文書の寄託の日又はその国における1971年条約の効力発生の日のうちいずれかおそい日に効力を生ずる。
(c) この議定書が1952年条約の第一附属議定書の当事国でない国について効力を生じた日に、1952年条約の第一附属議定書は、その国について効力を生じたものとみなされる。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けて、この議定書に署名した。

1971年7月24日にパリで、ひとしく正文である英語、フランス語及びスペイン語により本書1通を作成した。本書は、国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託するものとする。同事務局長は、署名国に対し、及び登録のため国際連合事務総長に対し、その認証謄本を送付するものとする。

1971年7月24日にパリで改正された万国著作権条約のある種の 国際機関の著作物への適用に関する同条約の第二附属議定書

1971年7月24日にパリで改正された万国著作権条約(以下「1971年条約」という。)の締約国でありかつこの議定書の締約国となる国は、

次の規定を受諾した。

- 1 (a) 1971年条約第2条1に定める保護は、国際連合、国際連合と連携関係をもたされる専門機関又はアメリカ州諸国機構が最初に発行した著作物に適用する。
(b) 同様に、1971年条約第2条2の規定も、前記の機関又は機関に適用する。
- 2 (a) 1971年条約第8条の規定の例により、この議定書は、署名され、かつ、批准又は受諾を要するものとし、また、これに加入することができる。
(b) この議定書は、各国について、それぞれ、その批准、受諾若しくは加入のための文書の寄託の日又はその国における1971年条約の効力発生の日のうちいずれかおそい日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けて、この議定書に署名した。

1971年7月24日にパリで、ひとしく正文である、英語、フランス語及びスペイン語により本書1通を作成した。本書は、国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託するものとする。同事務局長は、署名国に対し、及び登録のため国際連合事務総長に対し、その認証謄本を送付するものとする。